

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準

基準	判断	現状	留意事項
<p>(2) 中規模型（190㎡以上、15人以上の受入れを想定。）</p> <p>ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。</p> <p>イ 要援護者が使用することができる、車椅子に対応したトイレが設置されているか。</p> <p>ウ 要援護者の一時的な受入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・利用可能なトイレの数</p> <p>(専用)</p> <p>車椅子対応 室</p> <p>非対応 室</p> <p>(共用)</p> <p>車椅子対応 室</p> <p>非対応 室</p> <p>・手洗い及び調理設備</p> <p>手洗い 台</p> <p>調理設備 台</p> <p>・その他設備</p> <p>が 個</p> <p>が 個</p> <p>が 個</p>	<p>・備蓄倉庫は緊急時の使い勝手を考慮し、最小限の数にまとめ、収納物資を事業継続計画等により職員に周知すること。なお、施設入居者用の備蓄とは別に用意すること。</p>
<p>4 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用できるか。（通知Ⅱ3(4)）</p>	<p>適・否</p>	<p>・平常時の活用方法</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・防災拠点型地域交流スペースは、平常時には多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するために活用すること。ただし、災害時には速やかに要援護者の受入れ体制が確立できる活用方法とすること。例えば、作り付けのテーブルや落下の恐れがある装飾等の設置は、避難生活に必要な空間の確保を阻害する恐れがあるため、防災拠点型地域交流スペースの趣旨に鑑み不適切である。</p> <p>・なお、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為など、収益事業に該当する事業の実施については、収益の多寡にかかわらず認められない。</p>

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準